

南農発第1025-33号  
令和6年10月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 ( 18404 )
地域名 (地域内農業集落名)	ニツ屋 ( ニツ屋 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に作付けしている。  
獣害被害がひどく、イノシシ、シカが圃場や排水施設を荒らしている。  
個人耕作者が高齢化しており70歳以上。柿の木の管理ができていない。  
20a未満の小さい圃場が多くあり、作業効率が悪く利益を見込めない。  
圃場を大きくしたいが隣接する田との高低差が大きくできない。  
後継者がいない。日が当たらないなど他の条件が悪く、なかなか受け手がいない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に作付けしていく。生産組合も高齢化しておりため、続く限り現状のままで耕作していく。今後後継者となる方を探し耕作をお願いしていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

状況把握に努め、農地中間管理機構を介して、集積集約していく。、

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を介して貸し付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手や地域のニーズを踏まえながら、基盤整備を検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手及び耕作者の意向を踏まえながら、関係機関と連携し農業者育成に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

希望があれば、シルバー人材センターなどの農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】